

――注 意 事 項――

1. 資格確認書の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
 2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は資格確認書に高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。
 3. 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く）の2割となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
 4. 被保険者の資格がなくなったとき又はその被扶養者でなくなったときは、5日以内に資格確認書を事業主に返してください。ただし、任意継続被保険者の場合は保険者に返してください。
 5. 有効期限が切れた資格確認書を使用することはできません。有効期限の切れた資格確認書を使用した場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。
 6. 不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
 7. 資格確認書の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して保険者に提出し、訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は事業主を経由することを要しません。
- ・紛失しないよう携帯・保管に十分ご注意ください。
 - ・資格確認書を折ったり曲げたりしないでください。